

入居者の自己負担金一覧表（令和2年4月～）

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会
特別養護老人ホーム 昌普久苑

（31日の場合）

（単位：円/月）

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練		栄養マネジメント加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護1	第二段階													390	12,090	820	25,420	59,706
	第三段階	638	19,778	19	589	12	372	14	434	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	82,956
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	127,534
	第四段階(2割)	1276	39,556	38	1,178	24	744	28	868	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	149,730

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練		栄養マネジメント加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護2	第二段階													390	12,090	820	25,420	61,783
	第三段階	705	21,855	19	589	12	372	14	434	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	85,033
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	129,611
	第四段階(2割)	1410	43,710	38	1,178	24	744	28	868	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	153,884

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練		栄養マネジメント加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護3	第二段階													390	12,090	820	25,420	64,046
	第三段階	778	24,118	19	589	12	372	14	434	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	87,296
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	131,874
	第四段階(2割)	1556	48,236	38	1,178	24	744	28	868	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	158,410

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練		栄養マネジメント加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護4	第二段階													390	12,090	820	25,420	66,154
	第三段階	846	26,226	19	589	12	372	14	434	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	89,404
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	133,982
	第四段階(2割)	1692	52,452	38	1,178	24	744	28	868	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	162,626

	区分	介護		看護体制加算(I・II)		個別機能訓練		栄養マネジメント加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護5	第二段階													390	12,090	820	25,420	68,231
	第三段階	913	28,303	19	589	12	372	14	434	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	91,481
	第四段階													1,392	43,152	2,006	62,186	136,059
	第四段階(2割)	1826	56,606	38	1,178	24	744	28	868	12	372	54	1674	1,392	43,152	2,006	62,186	166,780

<その他加算について>

※介護職員処遇改善加算（I）

1か月の利用総単位数（加算含む）×8.3%×100%（1円未満の端数は切り捨て）が上記料金に加算されます

※医師の食事箋に基づいた療養食（糖尿病食や腎臓病食等）の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。

<介護保険負担限度額段階>

第一段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給者
第二段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第三段階	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方（課税年金収入80万超266万未満など）
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。

